

直方市の一般廃棄物の受入延長について

1 受入延長の概要

平成13年度から実施している直方市の一般廃棄物の受入処理について、27年4月以降は暫定的な受入れ延長を行っていた。今般、直方市から改めて受入れ継続の依頼があったことから、基本協定を締結し、受入期間の延長を行うもの。

○受入対象:可燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル

○協定の締結期間:平成27年10月1日から34年3月31日まで(6年半)

<直方市からの受入処理>

種 類	①可燃ごみ	②粗大ごみ	③ペットボトル	④プラスチック製容器包装
年間受入量	1.7万トン	50トン	60トン	140トン
受入単価	2万円/トン	3.1万円/トン	4.2万円/トン	4.4万円/トン
(年間受託料:約3.5億円)				

2 今回の受入れ延長に係る経緯

(1)環境建設委員会報告(H27. 3. 10)

○直方市のごみ受入については、基本協定が26年度末で期限を迎えるため、更新手続を行う必要がある。

○直方市は、これまで本市と協調的に廃棄物行政に取り組むことで、受入の三原則を遵守。また、本市のごみ処理能力からも、受入延長は可能であることから、27年度以降も受入れを継続する。

<受入の三原則>

- ①本市のごみ処理に支障がないこと
- ②本市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を行うこと
- ③本市と一体的な地域整備に取り組む信義信頼関係が成り立っていること

○ただし、直方市長が急逝し、市長不在の事態となったことから、27年度以降のごみ受入継続については、原則の7年間ではなく、27年9月までの暫定協定(6ヶ月間)を締結し、新市長による新体制のもとで、基本協定の締結について改めて協議する。

(2)新・直方市長の市長面会(H27. 9. 7)

新・直方市長が本市市長に、受入延長(基本協定締結)を依頼。

(3)基本協定の締結(H27. 9. 24)

直方市の一般廃棄物の受入処理を継続する基本協定を締結。